

表2 レビー小体型認知症の臨床診断基準

基準	評価
1. 進行性認知機能障害	○
2. 一過性の認知機能障害	○
3. 認知機能障害と精神運動機能障害の複合	○
4. 精神運動機能障害	○
5. 感覚障害	○
6. うつ状態	○
7. うつ状態による認知機能障害の併存	○
8. 運動機能障害	○
9. うつ状態による運動機能障害の併存	○
10. 感覚障害による運動機能障害の併存	○
11. うつ状態による運動機能障害の併存	○
12. 感覚障害によるうつ状態の併存	○

○：該症状が該疾患の診断基準に該する。△：該症状が該疾患の診断基準に該するが、該疾患の診断基準に該する他の症状に該する。

△：該症状が該疾患の診断基準に該するが、該疾患の診断基準に該する他の症状に該する。

△：該症状が該疾患の診断基準に該する。

レビー小体型認知症の特徴として、認知機能障害が発達段階から出現する。また、認知機能障害が慢性的な進歩的である。問題となる認知機能障害は「一過性の認知機能障害」と「精神運動機能障害」の二種類と「感覚障害」の三種類がある。

「一過性の認知機能障害」は、認知機能障害が既往歴や既往病歴を示す認知障害で、認知機能障害の発現部位が前頭葉から後頭葉までの広範囲な認知機能障害である。認知機能障害は、認知機能障害の発現部位が前頭葉から後頭葉までの広範囲な認知機能障害である。

「精神運動機能障害」は、認知機能障害の外に精神運動機能障害が出現する認知障害で、認知機能障害の発現部位が前頭葉から後頭葉までの広範囲な認知機能障害である。

「感覚障害」は、認知機能障害の併存する認知障害である。

これらの「一過性の認知機能障害」、「精神運動機能障害」、「感覚障害」は、認知機能障害の発現部位が前頭葉から後頭葉までの広範囲な認知機能障害である。認知機能障害の発現部位が前頭葉から後頭葉までの広範囲な認知機能障害である。

「うつ状態」は、認知機能障害の併存する認知障害である。認知機能障害の発現部位が前頭葉から後頭葉までの広範囲な認知機能障害である。

「うつ状態による認知機能障害」は、認知機能障害の発現部位が前頭葉から後頭葉までの広範囲な認知機能障害である。



関東中央病院の黒木勝智氏は、「DLBでは少ない投与量でも非常に効いてしまう人がいる。きめ細やかな用量調整が必要」とアドバイスする。

認知障害は、認知機能障害の発現部位が前頭葉から後頭葉までの広範囲な認知機能障害である。認知機能障害の発現部位が前頭葉から後頭葉までの広範囲な認知機能障害である。

認知機能障害の発現部位が前頭葉から後頭葉までの広範囲な認知機能障害である。

### うつ状態による認知機能障害

「うつ状態による認知機能障害」は、認知機能障害の発現部位が前頭葉から後頭葉までの広範囲な認知機能障害である。